

規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十七号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第十四号まで及び様式第十六号から様式第二十二号までの規定中「㊦」を削る。

第二条 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

様式第二号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第二十号を次のように改める。

（宛先）

埼玉県知事

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地）

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

その他の事務所（県内に所在するものに限る。）の所在地及び電話番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の役員報酬規程等を提出します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、次の書類〔2部〕を添付すること。
 - (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法第55条第1項）
＜提出しない場合＞
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 _____年度
最後に職員給与規程を提出した事業年度 _____年度
 - (2) 次の事項を記載した書類（法第55条第1項）
 - ① 前事業年度の収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - ② 前事業年度における次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - ③ 前事業年度の寄附者（当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - ④ 前事業年度の役員等に対する報酬又は給与の状況
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
 - ロ 給与を得た職員の総数及び総額に関する事項
 - ⑤ 前事業年度に支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - ⑥ 前事業年度に海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
 - (3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも

該当していない旨を説明する書類（法第55条第1項）

附 則

- 1 この規則は、令和三年六月九日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。